

# 違反対象物 公表制度

建物の  
ご利用前に  
確認  
しましょう!

運用開始

平成29年 **4月1日**

## ? どんな制度?

建物を安心して利用していただくために、重大な消防  
法令違反のある建物を松戸市消防局のホームページで  
確認できる制度です。



松戸市消防局 公表制度

検索

## 公表の対象になる建物は?



百貨店や飲食店・物品販売店など、不特定多数の  
人が利用する建物、病院や社会福祉施設など一人  
で避難することが困難な人が利用する建物です。  
(特定防火対象物)



## 公表の対象となる違反内容は?

消防法で  
設置義務のある  
設備が対象です



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

これらの設備が

- 1 設置されていない
- 2 設備義務がある部分の床面積の  
過半にわたって未設置
- 3 機能に重大な支障がある  
(機能不良の程度が著しく、  
本来の機能が損なわれている  
状態のもの)

# 公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果通知書の交付

関係者に対する公表の事前通知

公表

## 公表の時期

立入検査結果通知書を交付した日から14日を経過した日においてなお、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表します。

## 公表の方法

松戸市消防局のホームページへの掲載、松戸市消防局や松戸市内の消防署での紙面の閲覧です。



## 公表の内容

対象物の名称 ○○○○○ビル  
所在地 松戸市○○○町○丁目○番○  
違反内容 自動火災報知設備未設置

## 建物関係者のみなさまへ



次のような場合は、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合
- 荷物などで開口部を塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合

## お問い合わせ先

消防局 予防課	363 - 1114
中央消防署 (第一方面本部予防担当室)	368 - 0119
小金消防署 (第二方面本部予防担当室)	340 - 0119
五香消防署 (第三方面本部予防担当室)	387 - 0119
西口消防署	367 - 0119
馬橋消防署	344 - 0119
八ヶ崎消防署	347 - 0119
東部消防署	391 - 0119
二十世紀が丘消防署	392 - 0119
大金平消防署	348 - 0119
六実消防署	383 - 0119

